

第23期第20回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成31年1月7日(月曜日) 13:30～15:25

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第10番	藤田幸隆
第2番	石山敏夫	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第16番	伊藤慎吾
推進委員	第7番	高橋眞次
推進委員	第12番	守谷博明
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	原道樹
事務局次長	横川俊彦	農地係長	田中賢禪
農政係長	谷口恭子	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の進捗状況について
農地中間管理事業について



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。
農業委員（17）人・推進委員（12）人でございます。よ
って、「過半数に達しており、」この会が成立していること
を御報告いたします。

ここで、事務局より連絡事項があります。

本日配布しております2019年行事予定表（案）につ
いてでございます。第21回総会、第22回総会の場所が、前
回配布した資料では防災センター建設工事のため、消防庁舎
及び文化センターとなっておりますが、進捗状況の関係で
市庁舎5階大会議室に変更となっておりますのでご注意く
ださい。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから第20回新居浜市農業委員会総会
を開会いたします。

まず、農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内してお
りましたとおり、「新居浜市農業施策に関する意見書の進捗
状況について」及び「農地中間管理事業について」の2件を
議題といたします。

その後農地関係の審議がございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第
19条の規定により、会長において岩崎 紀生委員と
小野 義尚委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願

いたします。

それでは、経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしております。ご紹介いたします。

まず、農林水産課から

山内課長です。

鍋井主幹です。

田口副課長です。

農地整備課から

牧谷課長です。

川口技幹です。

それでは、「新居浜市農業施策に関する意見書の進捗状況について」を議題といたします。平成29年5月8日、第22期農業委員会が市長に対して意見書の提出を行いました。それから1年半過ぎが経過いたしました。その後、どのように市政に反映されているのか関心を持たれている委員の皆さんも多いと思います。まず、意見書の内容について事務局から説明いたさせます。

○横川事務局次長

それでは、第22期農業委員会が平成29年5月8日に提出した意見書の内容についてご説明いたします。

この意見書は、担い手の育成・確保、地産地消の推進など農地等利用最適化推進施策の改善4項目について意見を提出いたしております。

まず、1項目は、担い手の確保・育成でございます。ここでは、担い手の確保・育成のための対策として、3つの支援策を講じることを求めております。

1つ目が、新居浜市の現状を把握し、青年就農給付金事業、ハウスの設置補助の外、農業機械、所得、農地の集積に対する支援の対策を実施すること。

次に、2つ目が、新規就農者を確保するため、農業従事者への営農環境を整え、生産意欲を高め所得向上が図れる体制づくりの支援の対策の実施、また、農業従事者の元で、経営、営農指導が学べる研修制度を実施するこ

と。

3つ目が、すでに農業経営を行っている農業従事者に対して、農業関係団体等が連携協力し、農作業の請負を行うような対策を実施すること、でございます。

次に、2項目は、地産地消の推進と食育の充実でございます。ここでは、地元農産物の消費拡大を図るため、3つの支援策を講じることを求めています。

まず、1つ目が、地産地消を推進する上で、学校給食における地元農産物の利用率向上は、地産地消のPRの上でも重要な要素であり、そのために関係機関と協力して、学校給食への地元農産物の安定供給が可能となるシステムの構築に努めること。

次に、2つ目が、農産物直販所の更なる利用促進を図るため、関係機関が連携して、市民へのPRと、消費者のニーズにあった新居浜産農産物を安定的に提供できる体制づくりを図ること。

次に3つ目が、新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上を図るため、ふるさと納税返礼品として農作物の拡充を行うことでございます。

次に3項目は、有害鳥獣対策支援策の強化でございます。ここでは、農業者の生産意欲を高め、安定した農業経営の継続を図り、農地を保全するため、2つの支援策を講じることを求めています。

まず、1つ目がワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置等の、有害鳥獣から農地を防護するための対策への支援措置を継続して実施すること。また、これと並行して、ロケット花火や爆竹の購入の補助等、有害鳥獣駆除に対する支援策の強化を図ること。

次に、2つ目が、有害鳥獣の駆除には、猟友会の協力が不可欠であるが、近年猟銃使用者の高齢化と減少により、猟友会における駆除体制の維持が困難になりつつある。そのため、若い使用者を確保・育成するために新た

に狩猟免許取得に係る費用の一部を補助すること、また、市内に設置している箱わなの管理等、体制の強化を図ることとございます。

次に、4項目は、計画的な農業生産基盤整備の実施でございます。ここでは、良好な営農環境を保持する上で必要不可欠な、農道・用排水路・ため池等の農業用施設の維持・整備について、農業振興地域内農用地区域を優先した事業計画を策定し、国・県に対して必要な事業の実施を継続的に要望すると共に、市も計画的に事業を実施していくこととして2つの支援策を講じることを求めています。

まず、1つ目が各土地改良区の実情に応じた維持管理と軽微な基盤整備を実施すること。

2つ目に、標準的な耐用年数を経過している、老朽化した農業用排水路、農道の改良への予算の増額を図ることとございます。

以上が平成29年5月8日に提出した意見書の内容でございます。

●藤田会長

ただいま事務局から説明いたしました意見書について、4項目のうち、1から3項目の進捗状況につきまして農林水産課からご説明をお願いしたいと思います。農林水産課鍋井主幹よろしくお願いたします。

○農林水産課
鍋井主幹

鍋井でございます。座って失礼いたします。意見書の順番に沿ってご説明を申し上げます。お配りした資料につきましては前回の建議書との対比がしやすいように建議書の時の順番になっておりますので若干前後しているものもございませけれどもご了承下さい。まず、1.担い手の確保と育成についてでございます。農業次世代人材投資事業につきましては原則45歳未満で、要件を満たす新規就農者に給付金の支給を行っております。今年度の支出予定が450万円となっております。野菜ハウス

を設置する事業といたしまして農作物の周年出荷を安定的に行い、市民に新鮮で安全安心な地元の農産物を提供する事で地元の産、消、推進による地域農業の振興を図るためJA新居浜市による農家に野菜層を周年栽培できる野菜搬送設置する事業に対して助成を行っております。本年度の予算措置は100万円となっております。就農相談の開催につきましては今年度は2月9日に開催予定であります。就農相談につきましては希望がございましたら農業委員会事務局や農協、愛媛県等関係機関と調整して随時行われることにはしております。認定農業者の育成につきましては現在、認定農業者は30経営体です。女性が2名、法人が7社となっております。近代化資金等利子補給事業といたしまして農林漁業振興事業、資金、利子補給とを行っております。今年度予算措置は1,114千円となっております。農業経営体活性化業務といたしまして先進地研修の支援を行っております。本年度の予算といたしましては108千円となっております。家族経営協定の締結につきましては、家族みんなで経営参画や役割分担を行う。女性農業者の地位確立。後継者の地位の安定を目的に取り組んでおります。現在、7家族が締結いたしております。そのプラン作成につきましては、高齢化が進む地域農業に新規就農を増やし大規模な農地集積を推進するための人・農地プランを平成24年から25年度に市内を10地区に分けて作成いたしまして、毎年見直しを実施いたしております。次に1の(3)なんですけど、農作業の請負につきましては市が直接行うことができないものですので、具体的にそのような動きが出てきたときに支援を検討することになるかと思っております。農作業の請負に似た形としては新居浜市農協の共同機械利用者部会がございますが、それが10部会となっております。続きまして、2.地産地消の推進と食育の充実についてでございます。学校にお

ける地産地消推進につきましては学校給食への農協等を通じた地域農産物を利用する量は29年度実績といたしまして、米44.68パーセント、野菜18.6パーセント使用いたしました。今後も学校給食課及び愛媛県ブランド戦略課と連携いたしまして利用率の向上に努めて参ります。学校における食育推進といたしまして農林水産省の制度を活用して大生院小学校及び泉川小学校においてNPO法人大地といのちの会代表吉田俊道さん、この方は有機農法、自然農法でかなり有名な方で食育の内閣府表彰も受けられている方なんですけどもこの方を招いて農業や食育学習の実施をしております。地元農産物の利用促進につきましては、各種イベントで地元農産物の使用をお願いいたしております。本年は10月に総合福祉センターで開催された「生き生き幸せフェスティバル」や12月にイオンで開催された「にいはま農業まつり」のイベントにしても新居浜で収穫された農産物を優先で使っていただきました。新居浜市独自の地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と地産地消を推進する標語「いただきます」今日もおいしい新居浜産を地元農産物の消費拡大や食育のために活用しております。次に、3. 有害鳥獣駆除支援策の強化についてでございます。これは、資料そのままなのですがイノシシによる被害状況は昨年度で面積としては103アール、金額として291千円。これは、保険で被害があったということの額が確定したものですので自家消費とか被害額が上がってこないものについては計上されていないので実際の皆さんの額とは違うのではないかと思います。ですけども、公の数字としてはこういう形になっております。水稻損害防止事業として共済で侵入防止柵等の助成を実施しています。これは、市の事業ではありません。新居浜市鳥獣被害対策協議会は平成22年5月28日に設立して9機関でやっております。具体的にはイノ

シシの捕獲用の箱わなの購入や、購入をおこなって協議会から3猟友会支部に箱わなの対応をおこなう。その箱わなの使用は支部に使用申請をして支部長が審査して許可、使用者が運搬及び設置するという形になっています。有害鳥獣捕獲事業これは県単事業なんですけれども、イノシシ、シカ、サルに対して総額4,520千円の補助をしております。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業これは国の事業なんですけれども、これもイノシシ等の有害鳥獣にかかる経費の助成をしております。29年度の実績は2,757千円となっております。愛媛県捕獲隊支援事業に3猟友会に所属する駆除隊員の大日本猟友会費、県猟友会費、狩猟免許更新料等の助成になるんですけれども、29年度実績で279千円となっております。新規事業として今年度新たに防護柵設置補助事業、市単独でしております。農地に対して防護柵にかかる資材購入費の2分の1を補助しております。上限が5万円です。今年度新規でできたものですので、なかなか周知が至らないところがありますので、もしよろしかったら利用される方等にお声がけをいただいたらと思います。サル追い払い対策事業費、これも新規なんですけどサルが出没している地域の自治会等に動物駆逐用煙火を配布いたしまして、サルの追い払いを実施しております。現在のところ25地区116名に配布をしております。今年度予算措置として1,619千円となっております。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

引き続き、4項目の進捗状況について、農地整備課からご説明をお願いしたいと思います。農地整備課 川口技幹よろしくお願いたします。

○農地整備課

川口技幹

農地整備課の川口です。

計画的な農業生産基盤整備の実施について、新居浜市における土地改良事業の取り組み状況を説明させて頂

きます。

農地整備課では農業水利施設につきましては、農業用ため池の整備、農業用施設の維持管理及び更新など、関係土地改良区の皆様方と連携しながら計画的な支援及び事業を実施しております。

具体的には、老朽化した農業水利施設について、優先順位を設定し事業を実施するなど、施設の機能の維持及び農地の有効活用に努めているところでございます。

資料4 ページ、「施設整備状況」をお開きください。本表は、各事業別の施設整備の取り組み状況を示したものでございます。

まず、県単独土地改良事業につきましては、農振農用地区域における受益面積5ha以上で国庫補助事業の採択要件を満たさない農道及びかんがい排水施設等の整備を行うものでございます。

県費補助対象事業費は年間で約1千万円となっておりまして、平成27年度は大生院地区の井堰、平成28年度から30年度については宇高地区のかんがい水路の改修を実施しております。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業は、「頭首工」、「揚水機」、「ため池」、「水路」などの団体営国庫補助土地改良事業以上で造成された施設を対象に整備補修を行うものでございまして、平成27年度以降、計11件、総事業費27,500千円となっておりますが、近年の事業費枠は平均で2,000千円となっております。

次に、市単独土地改良事業でございます。本事業につきましては、現在、事業実施中のため平成27年～29年の3カ年でとりまとめております。平成27年は計36件、事業費37,998千円、平成28年は計52件、事業費83,226千円、平成29年は計50件、事業費83,399千円となっております。

本事業につきましては、受益面積5ha未満、及び県単独土地改良事業の適用を受けない農道及びかんがい排水施設の整備を行うものでございます。

事業の実施に当たりましては、各土地改良区から優先順位を附した要望をいただきまして、協議のうえ、地域の実情に応じた生産基盤施設の整備を行っております。

続いて、5ページ、土地改良事業関係予算状況をご覧ください。

平成27年～30年の予算状況をまとめたものです。順にご説明いたします。

①県営事業負担金

愛媛県が実施しております、池田池の耐震化対策、高柳堰の護床工の整備に関する負担金でございます。

池田池は平成33年、高柳堰につきましては平成32年の完成を予定しております。

②県単独土地改良事業

次に県単独土地改良事業ですが、愛媛県から事業費ベースで毎年1千万円の割当となっております。

③土地改良施設維持管理適正化事業

これは団体営事業以上で造成された農業水利施設が対象です。

近年、本事業の要望が非常に増加しており、新居浜市への割当は減少しています。

④市単独土地改良事業

平成28年以降は毎年5千万～6千万円台で推移しております。

各改良区が実施する土地改良施設の改修工事への補助金です。

⑤農道維持管理事業

本事業は、農業用施設の修繕、水路等の浚渫や除草、農道舗装や交通安全施設などの整備を行うもので、

施設の機能低下防止及び延命化、施設に起因する事故等の発生防止を図るものでございます。

事業の実施につきましては土地改良区及び自治会または市民などから頂いた要望をもとに、緊急性の高いものを対象としております。

続きまして各事業における実施状況について説明いたします。

6 ページをお開きください。

県単独土地改良事業で大生院、渦井川の頭首工を改修したものでございます。

続いて7 ページをご覧ください。

土地改良施設維持管理適正化事業で宇高町の水路を改修したものです。水路底の打換、並びに水路壁からの漏水防止のため表面含浸及び表面被覆を行っております。

説明は以上でございます。

限られた予算ではございますが、効果効率的な整備を進めることにより、引き続き農業支援に取り組んでまいります。

●藤田会長

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただきました意見書の進捗状況について、ご質問等ございませんか。

●藤田会長

どうぞ、小野（春）委員さん。

○小野（春）委員

1 つお聞きしたいのですが、4 番目の計画的な農業生産基盤整備に関連するかどうかと思うのですが、今現在私達は農地基本台帳で担当の農家の方の所へ訪問して調査をおこなっておりますが、色々な話を私達に窓口としてもってきます。我々は専門職ではないのでその場で即答できません。なので、もち帰ってお話を伺ってどういう所に対応しているかどうか、またお返事しますということで別れてきているのですけど、今回、農家の方からお話があったのが平成

16年あたり新居浜で大水がありましたよね。ああいった時に、地区は角野の山田、山に近い所なんですけど、小さい昔のリヤカーが入るか入らないかくらいの農道が崩れたままになっていると、そういったのを当人としてはどちらへ言って行ったらいいのか分からないという訳ですよ。我々、土地改良区、農林水産課、何処かに窓口があると思うので後日お返事しますという内容を報告させてもらっているんですけど、当家さんにしたら実際農作業を営むにあたって不便を感じているのでどちらへ相談をかけた方がいいのですか。

**○農地整備課
牧谷課長**

農地整備課牧谷です。災害復旧時の連絡といたしましては基本的に地元土地改良区がある場合、もしくは水利組合がある場合はその代表者の方にご連絡いただきたいと思います。と言うのは、災害時には各種多数の被災箇所がございますので市役所の農地整備課の職員数名では把握のしようがございません。ですから、第一報としては地元の土地改良区や水利組合にご連絡をいただきたいと思います。その、ご連絡を受けた後市の職員が現地を確認、隣接の農地所有者とか地元の委員さんと復旧方法について相談して実施して参りたいと思います。お尋ねの山田町の所は当家さんも農地整備課の方に来られたんですけども、その時もう10年ですから14から5年経っていますので、その時の報告表がどうだったか把握できておりません。災害の漏れではありますけれども、地元土地改良区と相談してこの市単独土地改良事業の補助の中で執り行っていくということで今、方向を示しているところでございます。内部予算につきましては、各土地改良や水利組合から要望が多数ございますので改良区の中でも優勢順位をつ

けていただいて補助の金額の範囲内で実施したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○小野（春）委員

はい、ありがとうございました。

●藤田会長

他にございせんか。はい、宇野委員さん。

○宇野委員

鳥獣被害の件でお伺ひしたいのですが、自治会などに煙火を配布しているんですけども、猟友会が着ているベストなんかはどれくらいするのですか。ああいう物を農業されている方に配布して着てもらったら被害が減るのではないかと考えたんですが。

○農林水産課

田口副課長

農林水産課の田口です。猟友会の方が着用されているベストであるとか、帽子類は愛媛県猟友会というそれぞれの猟友会の支部の組織から支給をされている物ですので実際の価格がどれくらいするか把握はしてないのですが、猟友会の方からはよくオレンジ色の帽子とオレンジ色のベストを着ていると自分達がサルを駆除しに入ろうとしたら直ぐにいなくなるという話は我々もよく聞きます。ただ、今現在猟友会の方しか着ていないからサルは人間ほどではないですけど賢いですから一般の農業者の方が追い払いも何もしない状態でただ着ているだけ、とサルが分かれば全く効果がなくなるじゃないかと思っております。一時的な効果はあると思いますが、そういった状況の中でしっかりと防護柵をするであるとか柵の上に電気柵を2本張るであるとか、そういった対策と後イノシシ、サルが餌場に近付きやすくなる耕作放棄地ですよね、そういったところの解消をできるだけしていただくという同時進行としてやらなければベストだけ着ていたら大丈夫という状態にはなかなかかなりにくいと思います。

○宇野委員

ただ、煙火が自治会に配布されてますけど、そのベストを着てサルが来た時には煙火を鳴らすという

対策をしたらある程度違うんじゃないかと僕は思うんですけど。検討していただけたらと思います。

○農林水産課

田口副課長

ベスト自体は普通にワークショップなどで売ってあるベストの価格を見てもそんなに高いものではないので、実際に一定効果があるというように県下、都市状況等の確認をさせていただいて一定有効であるという状態であれば煙火配布の時に煙火を使用する方に導入するというのも前向きに検討はしていきたいと思います。

○宇野委員

よろしく申し上げます。

●藤田会長

他にございませんか。はい、久枝委員さん。

○久枝委員

確認で教えていただきたいのですが、猟友会の方と話す機会がありまして罠の種類ですが、今、イノシシは箱わなと括りわながあるんですけど話をしている途中で箱わなは免許がいらぬ、足にかかる方は免許が必要だということを聞きまして、私もよく分からないのでそのところ教えていただきたいと思います。

○農林水産課

田口副課長

農業者の方が自分の農地に小動物を対象とした形での箱わなの設置というのは今、農林水産省の法律もだいぶ緩和されてきているので一定認められている部分ではあるというのは事実です。但し、イノシシが箱にかかった時に狩猟免許を持たれてない方がイノシシの留めさしをするというのは非常に危険を伴う難しい作業だと思います。実際に猟友会の狩猟免許を持っている方でも一度も絞めることがないという、刺したことが無いという方も何人も話をしたことがあるんですけど、猟友会の中でも駆除隊という組織が罠の見回り等、そのメンバーさんの中で見回りはしていただいているのですが、実際に括りわ

なにかかったり、箱わなに入ったイノシシを退治する形での留めさし作業までをする猟師さんというのはごくわずかで、新居浜市内だけじゃなく先日、北条猟友会の方と実際に見に行き行って話をしたのですが、その施設に搬入される猟師さんは2、3人です。活動事態は何十人という形で活動はされているんですけど、実際に留めをして加工施設に搬入してくる猟師さんは2、3人で新居浜市内においても猟友会の支部が3支部ありますけれども、その中で主に活動をされる猟師さんというのはごくごく限られているんです。その猟師さんを先頭に仕掛けている罠の確認をしてくれとか、この通りの獣道に仕掛けたらかかるとか、そういった形でグループが分かれた状態で駆除にあたっていてますのでなかなか一般の方が自分の農地でタヌキであったりとかイタチとかそういったものでも掴もうとしたら噛みつきましますし、引っ掻きますから危険なんですけれどもそれらに比べてイノシシになるとかなり危険を伴うこともあって農林水産省であったり、県や市の方も積極的に周知はしていない、という状況です。箱わなの天井が2分の1以上の面積が空いている通常の名前で言うと囲いわなと言うのですが、これは免許が無くても設置ができる罠というので規制が出される前から大丈夫というのはあるんですけど、そういったものについてもイノシシとかシカを対象にする罠というのは危険を伴うのであまり普及してないというのが実際の所です。罠の種類は箱わなと括りわな、括りわなも足を主に踏み込んだ時にかかる足括りの罠とイノシシが頭から入ったら腰のところで絞まってしまう胴括りの罠があるんですけど、主に駆除で使われてる罠は括りの場合は足括りを使用してまします。胴括りは山に人が入るときに危ないのと、括り

罾を仕掛ける猟師さんと、猟犬を使って巻き狩り、犬で追い立てて出てきたところを猟銃で仕留めるといふ猟師さんと2種類あるんですけど、巻き狩りをするときに犬が胴括りにかかることが多いので猟期中に胴括りを専門で駆除ではなく趣味の猟として胴括りでかける猟師さんはいますけど、駆除で市の許可を取って市からの駆除という形でしていただくイノシシを取るのには足括りが主に使われているのが現状で、今日鍋井主幹から紹介があったイノシシの29年度の捕獲頭数259頭その内の7割から7割5分が足括りです。昔みたいに銃で撃つというのが少なくなってきていて大きなイノシシが足括りにかかったときに猟師さん自身が近づいたら危ないからというので猟銃を使って留めをする作業はありますけど、犬と銃を使った巻き狩りというのは駆除ではほとんどされていないのが現状でございます。もし、「自分の農地を自分で守るのにやってみようか思うんじゃ」という場合は法的には緩和はされているんですけど、狩猟免許を取るのにはどういった勉強が必要かというのは学習されてからの方が安全ではないかと思えます。以上です。

●藤田会長

○合田委員

他にございませんか。はい、合田委員さん。

2点お伺いしたいのですが、担い手の確保と育成の部分なんですけど今現在の新居浜市の状況というのはどういうように進んでいるのかこの単年度の数字では分かりません。農地整備がまとめているような5年だったら5年の推移をこういった形で表していただいたら理解しやすいと思うので次回で結構ですのでこういう形で説明していただけたらと思います。もう1件は鳥獣害の部分ですけど2点ほど、どういう成果が実績がどうなっているのかをお尋ねしたいんですけど、(1)にモデル事業の実施とい

うように意見書では求めているんですけど、そういうようなものが出来ているのか、出来ていないのであれば結構なのですがどうなっているのかということと、もう 1 つは新たな狩猟免許の取得に係る費用の一部補助をすることによって狩猟免許を取得する方が増えたのかどうか、成果があったのかお尋ねしたいのですが。

○農林水産課

鍋井主幹

有害鳥獣対策モデル事業の実施と書かれているんですけど、県の地方局がやっていた事業だと思うのですが順当に順番が回ってくると、新居浜市の順番が今年度の予定でした。今回、大島で行っていると思うんですけど、これが順番は新居浜市にきたのですが県の方が予算がつかないということで今年度は実施しておりません。

○農林水産課

田口副課長

狩猟免許の交付をしているのもそれぞれの愛媛県の管内の地方局が交付をしているんですけど、新居浜の方が狩猟免許を取りに行くのはほとんど西条の東予地方局になります。一部別子山支部が三島署の方に届け出を出すようになります。両方集約している丹原にある東予地方局の森林林業課で確認をしている数字では狩猟免許の取得数はほぼ横ばい状態です。ただ、銃の一種免許、二種免許っていう実弾を使う銃と空気銃というゴム弾を使う免許があるんですけど、取得数、更新数というのは右肩下がりの減少傾向にあります。先程話に出てきた括り罫であるとか、箱わなを実際に使える罫の免許が 3 番目にあるんですけど、そちらの免許が若干銃の免許が減ってきた分、増えてきている関係で免許の取得者というのはこの数年は横ばい状態になっております。新たな若年層を含めた免許の取得を増やす為の事業とし

て新居浜市の単独事業では取り組んではないんですけど、愛媛県がハンター養成塾という講座を開いております、毎年その養成塾に参加をされる方が実際に狩猟免許を合格して取りましたと、取得したときに発行されるための手数料であるとか、銃の免許を取った時には銃の所持許可をとるための手数料であるとかそういった実費が掛かるものに対しての補助を行うというのを県の事業として取り組んでおります。新居浜からは昨年2所帯の男性がこのハンター養成塾を卒業され実際今も新居浜市内の猟友会で駆除活動にもあたっていただいています。養成塾を県が適応したのが昨年度が初年度だったんですけど、今年度については新居浜からの参加者はでおりません。それぞれの猟友会と狩猟をしている方と、興味がある方には通知をこちらから出しているのと、愛媛県の広報はしているようではございますが、なかなか猟に興味を持つ方が今までであれば狩猟免許というのは趣味で猟に興味を持つという方が免許を取りに行っていたのがどうしても駆除を優先させないといけないというところで補助が貰えてもわざわざそれはちょっと、というところがネックになっているようです。そういった意見交換は愛媛県の職員であるとか、他市の鳥獣担当の職員と毎年しておりますのでできるだけ若年層の方が取りやすい環境を行政の方として考えてサポートをしていきたいと思っております。今現在障害になっている部分でいうと、せっかく若い方が免許を取っても今現在の猟友会の年配の方というのが元々が趣味で狩をする、狩猟税を納めてでも免許を取ってやってた方ばかりですので自分達の技をあまり若い方に教えたがらない。我々行政側からすると、駆除に結びつくような形での若年層を増やすという所に今苦労している状

況です。

●藤田会長

ありがとうございました。色々担当課の方から説明をいただきまして、また、皆様からの質問等も出していただきましたけれども、直ぐに聞いて分からないということもあると思いますので、これから農業委員会が毎月ございますのでその中で皆様方にも色々意見を出していただけたらと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(農地整備課退席)

●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

「農地中間管理事業について」を議題といたします。この後の農地関係の議案の中に農地中間管理事業を利用した農地利用集積計画及び配分計画についてがあります。今一度、農地中間管理事業とはどういったものなのか理解を深めていただくために事務局より説明いたさせます。

○池田主事

先月の総会で、新居浜市で初めて農地中間管理事業による農用地利用集積計画及び農地利用配分計画について、審議させていただきました。

農地中間管理事業について、改めてご説明させていただきます。

パワーポイントを使って説明させていただきますので、前のスクリーンをご覧ください。

まず、農地中間管理事業とは、一言で申し上げますと、担い手に農地を集める事業であります。その事業の執行機関が、農地中間管理機構でございます。

農地中間管理機構は各都道府県に1つに限り、指定することができ、愛媛県の場合は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構となります。受付の農地としては農林水産課となります。

今回、ご説明させていただきますのが、農地中間管理事業の中でも許可事業であり、農地の貸し借りの手

続きを定めるものがございます。

この事業における、前提条件がございます。AとBと出し手借り手があるんですけどもその中に中間管理機構が間に入っているという図になります。この事業における前提条件については、農地所有者、いわゆる貸し手の方は、「貸付希望農用地等の機構登録申請書」の提出が必要です。借り手の方は、「農用地等の借受希望申込書」の提出が必要です。

市町は、貸し手と借り手がマッチングできた場合、貸付希望農用地等に係る意見書を提出します。

次に新居浜市での農地中間管理事業における借り手の要件についてですが、認定農業者又は人・農地プラン中心経営体の方です。認定農業者は、個人・法人を問いません。また、申請中の方も含みます。

次に、対象農地についてですが、農業振興地域内の農地（青地・白地）で旧市街化区域の農地は対象になりません。

農地中間管理事業における流れについてですが、お手元に配っている愛媛県における農地中間管理事業の流れの通りになります。今まで説明させていただいた状態なのでここから後について説明しようと思います。農地中間管理事業の業務の1つに農地中間管理権を取得することが、定められております。

農地所有者から機構に貸し付ける作業が、農用地利用集積計画になります。利用権設定を受ける者を農地中間管理機構とし、公告することによって、農地中間管理機構は、第三者に対して貸付することを目的とした賃借権等の権利を取得します。これが、農地中間管理権と呼ばれるものとなります。

この取得した農地を、担い手に貸付する計画を定めたものが、農用地利用配分計画となります。農用地利用配分計画は、知事の認可と公告が必要です。公告に

より、機構から借り手の方に農地の利用権が移ります。

農用地利用配分計画案を決定する際に、農業委員会の意見を聞くものとなっておりますが、農業委員会の農用地利用集積計画の決定時に併せて農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見を聴衆することができるとなっておりますので、1回の総会の中で、2つの計画についてお願いする形になります。この様に2段階手続きがある点は経営基盤強化促進法による、利用権設定と異なる点となります。農地中間管理機構や県、市町村間との手続きがございますので、農用地利用集積計画から農用地利用配分計画までの間には、約2カ月程、タイムラグがございます。

前回、上程した案件につきまして、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の貸付開始日が同日となっておりますが、農用地利用配分計画の中間管理機構から担い手に貸付開始日は、3月1日となりますので訂正致します。

農地中間管理事業の各契約期間の契約期間につきましては、長期間担い手に優良な農地を貸し付けることが目的となっておりますので、5年以上が基本となっております。契約の時期については、毎月、原則1日、11日、21日となっております。次に契約の権利の種類につきましては、使用貸借・賃貸借がありますが、賃貸借につきましては口座による金銭のみの取扱いとなります。

借り手のメリットとしましては、条件を満たせば、補助金事業を活用できることです。

貸し手のメリットとしましては、概ね2年ごとに見直しはされておりますが、一定の条件を満たせば、農地にかかる固定資産税の軽減がございます。

補助金事業の対象農地は、基本的に青地の為、当市で

は、活用できないのではないかという意見がございましたが、平成30年から始まった愛媛県単独事業であります、認定農業者経営発展支援事業につきましては白地も対象となりますので説明させていただきます。認定農業者の方が、農業用機械や施設を導入する場合に、経費の一部を助成するもので規模拡大の面積に応じて、補助率が上乘せされます。

農地中間管理事業を利用して農地集積、経営拡大を図った認定農業者には優先採択されます。実施期間は、平成32年度までを予定しております。

以上で、農地中間管理事業についての説明を終わります。

●藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

●藤田会長

どうぞ、合田委員さん。

○合田委員

説明の冒頭に農地中間管理事業の対象外に旧市街化区域は入るというようなことを仰ったと思うのですが、その通りですか。

○池田主事

旧市街化区域は対象になりませんと説明をさせていただいたんですけど。

○合田委員

私、一番最初に中間管理事業は農振地域でなければいけないと、ところがその後、線引きは終わったので普通の一般の農地は中間管理事業に該当すると、具体的に言うと且ノ上地区は市街化区域だったんですよ、線引きが終わって一般農地になったんですよ。今の説明では、且ノ上地区は中間管理事業に該当しないということになるんですね。そういう理解でいいのですよね。

●藤田会長

農振農用地いわゆる青地だけがこの中間管理事業の対象ですと言われたのですが、そうではなくて、新居浜では農業振興区域のその中の分は全て対象です。その中に含まれる旧市街化区域その分は入りま

せんよと、今、合田委員さんが言われる且ノ上とかは旧市街化区域ですから入らないと。農業振興区域というのがあって、その中にあるもの全て入るのですが、その中の市街化区域は入らない。もう一つは、愛媛県が新しくした認定農業者の補助事業的な補助の上乗せになるというような経営耕地にあると補助率が高くなるというようなことで、そこについての国の補助事業は無いと、補助事業については農用地じゃないとおりにこない。それ以外の所の事業については全く申請ができないという訳ではないですが、申請した場合でも、費用対効果と言われて費用がかかり過ぎると効果が低いということで採択にならないだろうと言われておりますので、今の認定農業者の方が施設整備をしていく中で補助事業のことで農業振興区域内の農地のお宅で福利厚生をやっている場合はそれについては多少なりとも他の事業の上乗せにはなるというようになっていると思います。

○合田委員

前回の時に中間管理事業の話があった時に線引きが終わったので一般農地は無い、白地というんですか、そういう土地になるのでその分は中間管理事業の対象になると、対象になるということは私はその時点で且ノ上も該当するというように認識して帰ったのですが、それは違うということですね。

●藤田会長

旧市街化区域についてはならない。ですから、その土地については一般農地は全て一般農地にかかっている。ですが旧市街化区域については含まれないということになります。住宅専用地域とかいろいろある中で、農業振興区域というのは組み分けがあって、その中であればかかりますよと、補助事業がいっぱいあるということであって、今新しくできた認定農業者の政策の中でのことについては多少なりと

もそれはできますよというようなことです。

●藤田会長

他にございませんか。はい、近藤委員さん。

○近藤委員

今のに関連してますけど、旧市街化区域はダメよと。では、調整区域はどうなんですか。

●藤田会長

調整区域はいけるんですよ。少し分かりづらい時は農林水産課に聞くと新居浜市の平面図があつてそこに色分けをしてこの地域は農業振興区域ですというのがあつて、その中に旧市街化区域の所は色が塗っていないとかいうような、それを示した地図もございましてので詳しい事は農林水産課へ行ってお聞きするのが一番はっきりします。

●藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ありがとうございました。

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

○横川事務次長

失礼いたします。2点ございます。まず、1点目が11月の総会をお願いをいたしておりました次回の2月総会で予定しております農業従事者との話し合いにつきまして話し合いに参加される方、1月総会までにはご報告下さいとお願いをしておりましたが、各委員の皆様資料の中に届け出の用紙をお配りさせていただいております。どなたかの支所ごとにお集まりいただきましてどなたかの用紙でご提出をお願いできたらと思っております。まだ、現在決定していない場合につきましては大変申し訳ないんですけどもこの後、皆さんの方でお話をいただきましてご決定をしていただけたらとおもっております。よろしくお願いたします。2点目でございます。農政資料の8ページに表がございます。新規就農等の方で今年度から新たに農地基本台帳の申請書をお届けする方を記載しております。これらの方につきましては、初めての調査という

ことをごさいますので事務局の方から書き方等を付け
させていただきまして郵送で対応をさせていただきました。
尚、本年度郵送で対応させていただきました皆
様の方で調査していただく中で、非常にまれなケース
ではあるとは思いますが新規就農の方等で表に載っ
ていない方がいらっしゃった場合、毎年なのですけれ
ど白紙の用紙をお届けしまして対応をお願いしていた
んですけれども大変申し訳ございません、本年、白紙
の用紙を配布するのを忘れておりましたのでお詫びを
申し上げまして調査中の委員の皆様には本日配布させ
ていただきました。今後の調査の中で万が一そういう
方がいらっしゃったら対応をよろしくお願いいたしま
す。以上2点よろしくお願いたします。

●藤田会長

事務局からの連絡事項について質問等ございませ
んか。

●藤田会長

以上をもちまして、農政関係の議題がすべて終了い
たしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、15時05分から総会を再開いたします。

(農林水産課退室)

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第3号は決議事項、第4号は決
議事項、第2号及び第5号は意見事項となっております。

加えまして参考事項1件がございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号は関連してお
りますので、一括して審議に入りたいと思いますが、
小野 春雄委員が関係しておりますので、審議には参加
できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで
暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 ページをご覧ください。

議案第1号「農地中間管理事業 農用地利用集積計画について」及び議案第2号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について」を一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進ルでございます。法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、合計面積2,995平方メートルでございます。

2 ページをお開きください。

申請人は、1番の公益財団法人えひめ農林漁業振興機構理事長 俊野健治さんです。

内訳といたしましては、期間5年間で1筆、利用権の種類は、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

次に、議案第2号についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

先程の第1号議案では、農地中間管理機構への利用権設定になりますが、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している新居浜市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に同法第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。

4 ページをお開き下さい。計画の内容と致しまして

は、農地中間管理機構が、(2-1)さんへ、田1筆、2,995平方メートルを貸付けするものでございます。

なお、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしております。ご審議程よろしくお願い致します。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第1号1番及び議案第2号1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地中間管理事業 農用地利用集積計画について」及び議案第2号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

それでは、議案第1号及び議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○池田主事

議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、合計面積1,357平方メートルでございます。

6ページをお開きください。

申請は、1番の(3-1)さんの1件でございます。
内訳といたしましては、期間5年3カ月。利用権の種類は、使用貸借、新規設定となっております。
以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。
以上、1番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

7ページをご覧ください。
議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原事務局主幹

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第1番から第4番の4件でございます。

8ページをお開きください。

第1番と、第2番は関連しておりますので、合わせて説明させていただきます。

第1番は、阿島二丁目、畑、1筆、面積1,170平方メートル、譲受人は市内在住の(4-1)さ

んで、現在、4.5反ほどの農地を家族で耕作しており、作付けは、いちご栽培です。

第2番は、阿島二丁目、田、1筆、面積1,236平方メートル、譲受人は市内在住の(4-2)さんで、現在、4.5反ほどの農地を夫婦で耕作しており、作付けは、稲作です。

今回の申請につきましては、お互いが耕作している農地の名義が入れ替わっているため、農地法第3条申請が提出されたものであります。

9ページをご覧ください。

第3番は、別子山字保土野、畑、4筆、合計面積1,638平方メートル、譲受人は市内在住の(4-3)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜及び果樹を予定しております

第4番は、沢津町二丁目、畑、1筆、面積180平方メートル、譲受人は市内在住の(4-4)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、保有地に隣接し、妻の父が小作権を保有していた申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております

第1番から第4番までの許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第

7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第1番から順に、1ページ目から、4ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、1番及び2番については、地元委員であります井下 八郎委員から、3番については、事務局から4番については、石山 敏夫委員から、それぞれご報告をいただきます。

まず、井下委員お願いします。

○井下委員

それでは、説明をさせていただきます。第1番と第2番につきましては現状で耕作されている方と登記人が入れ替わっており、今回申請となりました。譲受人はそれぞれの農地を以前から耕作しており、地域との調和要件も特に問題ないと考えております。よってこの2件の申請につきましては許可しても支障がないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。尚、調査書の1ページと2ページに書いておりますのでそれを参考に見ていただいたらと思います。

以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に事務局お願いします。

○藤田事務局長

第3番の申請人につきましては、別子山支所の職員として長年勤務し、退職後農業に専念しておりますことから、今回の申請地を取得後も、周辺地域にも問題なく耕作できるものと考えております。私も3年間、別子山支所に勤務していた関係で申請地の状況も把握しておりますが、相続人全員が県外在住で管理にも困っていた状態でしたので、今回の申請に至ったときいております。ご審議の程よろしくお

願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に石山委員お願いします。

○石山委員

沢津町の（４－４）さん購入の農地であります
が、ご本人は現在８０歳過ぎの高齢ご夫妻ですが元
気で農作業に従事しております。特にトラクター、耕
運機等についても保有しており耕作については支障に
なるものはございません。１２月２０日に現地確認
ならびにご本人にお会いしましてまだまだ、耕作意欲
は十分あるということと農地についても問題は無いと
いうことで報告書の通りご審議をお願いしたいと思
います。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第４号１番から４番について質疑に
入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

○合田委員

意見、質問ではないのですが、教えてほしいの
ですが。１番、２番の件は沢山こういう事例がある
と思うんですね。現状に戻すという処置はこうい
うやり方しかないのですか。昔は交換分合とかそう
いうやり方をやって入れ替えるというような、所有
権移転という手続きを取らないといけないのですか。

○原事務局主幹

一応、交換分合でできるというのはすみません
こちらの方では把握できていないので、こういう
相談があったら今回みたいにお互いが３条の資格
を持っている場合にはお互いが所有権移転するとい
うことになります。

●藤田会長

それぞれが下限面積、移動できる面積を持って
いるからできるんであって、片方が持って、片方
が持っていない場合はどうするんだということで、
これからの事例になるんじゃないかと思うんです
けど、

今回は、たまたま両方とも3反以上の面積を保有していたからできるということになります。交換文豪についてなど、今までの事例とかを事務局が調査をしたり勉強をしたりというようなことを言われておりますのでそれでよろしいでしょうか。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第4号1番から4番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、29件です。

11ページをご覧ください。

1番、田の上一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、貸し住宅(1戸)81.57平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

2番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、自己住宅110.77平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

3番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

4番、星原町、畑1筆、譲受人は、(5-4)さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地719.80平方メートルおよび公衆用道路13.81平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

5番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。

内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

6番、高田一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-6)さん。

内容は、自己住宅138.29平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

7番、外山町、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。

内容は、自己住宅55.06平方メートル、一体利用地として、宅地245.49平方メートルおよび公衆用道路27.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

8番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は、(5-8)さん。

内容は、事務所(1棟)34.78平方メート

ル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9番、桜木町、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、自己住宅67.08平方メートル、一体利用地として、宅地93.54平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

10番、阿島二丁目、田2筆、譲受人は、(5-10)さん。

内容は、自己住宅148.91平方メートル、一体利用地として、宅地153.59平方メートルおよび水路18.69平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

11番、中村松木二丁目、田1筆、譲受人は、(5-11)さん。

内容は、露天駐車場・貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地694.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12番、郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-12)さん。

内容は、自己住宅79.08平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

13番、垣生二丁目、田1筆、譲受人は、(5-13)さん。

内容は、自己住宅93.47平方メートル、農

地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14番、中筋町一丁目、田1筆、譲受人は、(5-14)さん。

内容は、建売住宅(1戸)93.57平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15番、萩生 字治良丸、畑1筆、譲受人は、(5-15)さん

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

16番、八幡一丁目、田1筆、譲受人は、(5-16)さん外1名。

内容は、自己住宅112.20平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17番、瀬戸町、畑3筆、譲受人は、(5-17)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、賃借権で期間は20年です。

18番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(5-18)さん。

内容は、研修用施設64.43平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

19番、垣生三丁目、畑2筆、譲受人は、(5-19)さん。

内容は、自己住宅124.47平方メートル、

農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

20番、本郷三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-20)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

21番、国領一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-21)さん。

内容は、建売住宅(3戸)188.76平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

22番、多喜浜一丁目、田1筆、譲受人は、(5-22)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

23番、萩生字本郷、田2筆、畑1筆、譲受人は、(5-23)さん。

内容は、露天資材置場、一体利用地として、水路18.10平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

24番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(5-24)さん。

内容は、貸し倉庫200.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

25番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は、(5-25)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

26番、多喜浜二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-26)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

27番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は、(5-27)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

28番、多喜浜二丁目、田2筆、譲受人は、(5-28)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

29番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は、(5-29)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、1番から29番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から29番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、渡邊委員さん。

○渡邊委員

22番から29番まで(5-22)さんがまとまって出てきているんですけど個人で設置されるんですか。この土地は一か所に固まっているんですか。

○田中係長

そうです。個人です。土地はばらばらですね。

●藤田会長

はい、横川委員さん。

○横川委員

土地改良区の方では隣の耕作放棄地とかに迷惑は絶対にかからないと、草を刈るにあたっては決まったように刈ると、それを条件に改良区の方では判を押しました。

●藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします

●藤田会長

ありがとうございました。

21ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

これをもちまして、第20回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

○藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員